

「比婆牛」振興に関する協定書

庄原市（以下「甲」という。）と庄原農業協同組合（以下「乙」という。）と全農広島県本部（以下「丙」という。）は、歴史・伝統・実績のある比婆血統を受け継いだ地域ブランド和牛肉「比婆牛」（以下、「比婆牛」という。）の振興のため、関係者の連携のもと、戦略的な販売・情報発信を実施する事業（以下「本事業」という。）に関し、以下の条項に従い協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（事業の目的）

第1条 本事業は、比婆牛の振興のため、庄原市内外へのブランド牛肉販売・情報発信を戦略的に行い、比婆牛の認知度・ブランド価値の向上を図ることにより、「特色のある和牛の一大産地 庄原」を構築することを目的とする。

（連携する事業）

第2条 甲・乙・丙は、次の事業を連携して実施する。

- (1) 比婆牛の販売に係ること
- (2) 比婆牛、和牛産地庄原の情報発信に係ること
- (3) 比婆血統を受け継いだ繁殖用和牛の造成、比婆牛素牛の生産指導に係ること
- (4) その他、第1条に定める目的を達成するために必要なこと

（代表者の設置）

第3条 本事業の実施について、甲を代表者とする。

（役割）

第4条 本事業における甲・乙・丙の主な役割は次のとおりとする。

- 甲 (1) 比婆牛認証の実施
(2) 比婆牛・和牛産地庄原に関する積極的な情報発信
- 乙 (1) 庄原市内での比婆牛の販売に関すること
(2) 比婆牛の商標に関すること
- 丙 (1) 比婆牛の販売・供給に関すること
(2) 和牛認証システムの運用に関すること

（比婆牛の販売戦略）

第5条 比婆牛を庄原市内の精肉店・飲食店等で味わえる仕組みを構築するため、丙は、庄原市内に優先的に供給を行う。また、円滑な供給を行うため、甲・乙・丙は生産から認証までの過程において、比婆牛の頭数確保に努めるものとする。

(情報等の共有)

第6条 甲・乙・丙は、それぞれの役割を果たす上で得た情報や、販売状況などを定期的に共有し、本事業推進のために効果的に活用するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の存続期間は、3年とする。但し、申し出がない限り更新されるものとする。

(誠実協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、各当事者は誠実に協議のうえ対処するものとする。

上記を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印の上、各1通ずつ保管する。

平成26年 7月 7日

甲 庄原市

市長

木山耕三



乙 庄原農業協同組合

代表理事組合長

片島一平



丙 全国農業協同組合連合会 広島県本部

県本部長

高下公義

